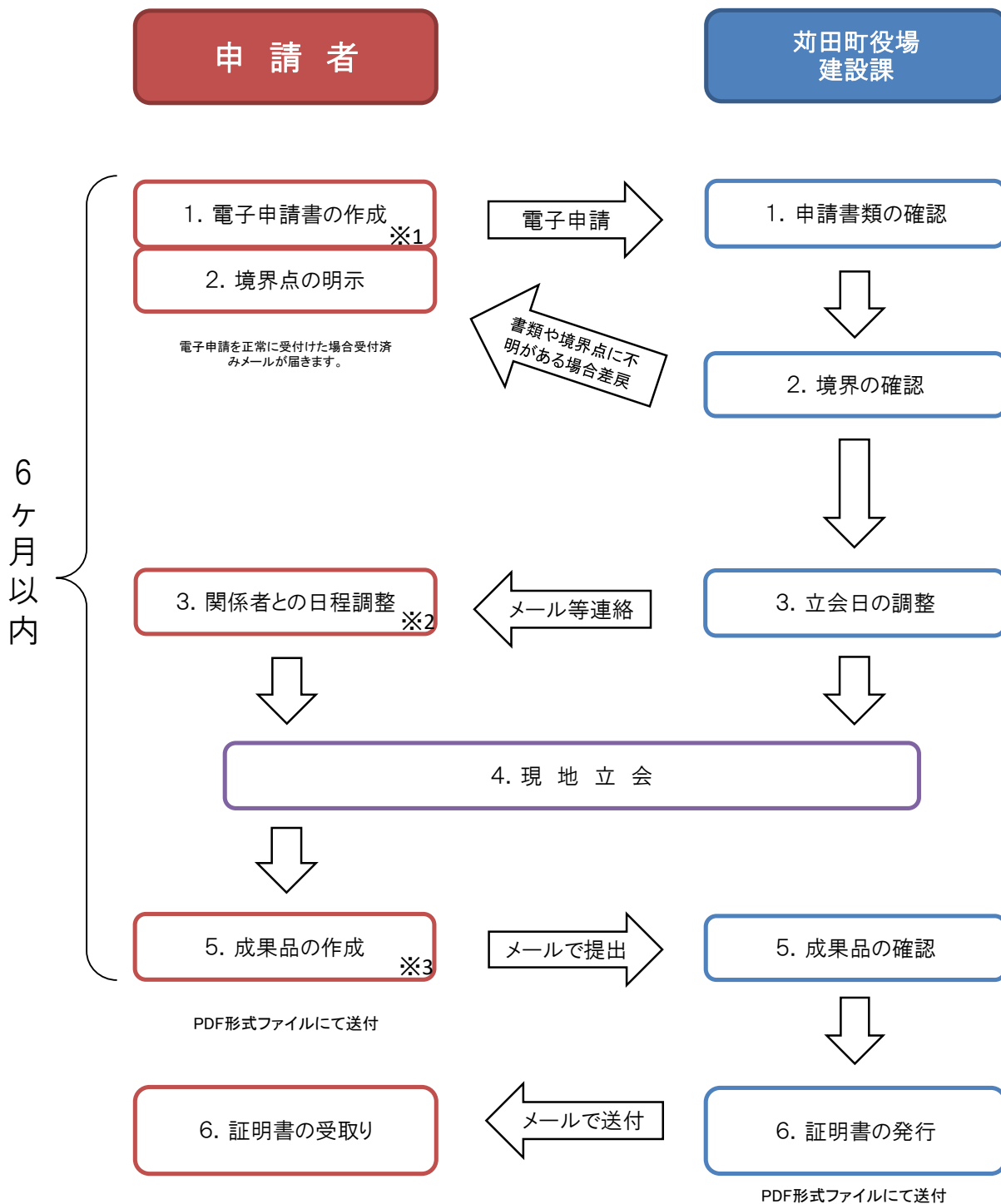


■ 境界立会申請時のフロー



※1 : 新規立会・再立会・再発行かの間合せがあった場合には、窓口かメール等により立会ラインを確認すること

※2 : 字図地区は区長の立会いが必要

※3 : 旧区画整理及び字図地区に於いては隣接者(字図は区長も)の立会確認書類が必要。他地区は提出の協力依頼